

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問い直されており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命と暮らしを守る自治体として役割発揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1、安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

##### 【回答：高齢者福祉課】

介護保険料と所得段階については、瀬戸市高齢者総合計画策定時に給付と負担のバランスの観点から総合的に判断していきます。第1段階・第2段階の免除については、実施する予定はありません。

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

##### 【回答：高齢者福祉課】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合においては、国が示した通知に基づき、当市においても減免の措置を実施しております。

- ③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

##### 【回答：高齢者福祉課】

介護保険料の減免につきましては、介護保険法に基づいて条例及び要綱で定め

ており、現在のところ拡充の予定はありません。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答:高齢者福祉課】

利用料の低所得者への減免につきましては、介護保険法において、利用料を減免できる要件が省令に規定されており、現在のところ拡充の予定はありません。

- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

【回答:高齢者福祉課】

市独自の補助制度は考えておりません。

## ★(2)介護保険サービス

- ①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

【回答:高齢者福祉課】

要介護等状態区分に応じて、1か月の区分支給限度基準額が決められています。その上限を超えて介護サービスを利用した時は、超えた分の全額が利用者の負担となることを利用者に周知しております。

- ②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

【回答:高齢者福祉課】

介護予防アセスメントを実施する中で本人の状態を把握し、必要なサービスを提供することとなっております。

- ③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答:高齢者福祉課】

介護給付費等同様に、総合事業に必要な事業費の市負担分は一般会計からの繰入金財源となりますので、サービスの提供に必要な事業費の確保に努めます。

- ④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答:高齢者福祉課】

今後も市独自の介護予防事業に取り組んでまいります。

## (3)基盤整備

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答:高齢者福祉課】

介護福祉施設等の整備計画につきましては、瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、サービス利用者の将来推計を基に作成しております。

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的にを行い、入所希望者に対して適用してください。

【回答:高齢者福祉課】

特別養護老人ホームの特例入所措置については、「愛知県特別養護老人ホーム標準 入所指針に基づき判断することとなっております。

#### (4) 高齢者福祉施策の充実

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答:高齢者福祉課】

すでに市内3カ所で通いの場（サロン）を民間団体に委託して実施しており、認知症カフェ（せとらカフェ）に対する運営費の補助を行っております。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答:高齢者福祉課】

住宅改修、福祉用具購入については受領委任払い制度を実施していますが、高額介護サービス費の受領委任払いを実施する予定はありません。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

【回答:高齢者福祉課】

現在、他市の状況を注視しつつ、実施の可否を含め検討中です。

#### ★(5) 介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答:高齢者福祉課】

瀬戸市独自施策の実施は考えておりません。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答:高齢者福祉課】

介護サービス事業者に対し、引き続き実地指導にて是正すべきことがあれば、改善要求します。

#### ★(6) 障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答:高齢者福祉課】

要介護認定を受けている65歳以上の方で、6か月以上寝たきりの状態で食事、排せつ等の日常生活に支障がある方及び知的障害者、身体障害者などと同程度の障害のある方については、障害者控除の対象となる認定書を交付しております。すべての要介護認定者を障害者控除の対象とすることは考えておりません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答:高齢者福祉課】

平成25年度より主治医の意見書及び訪問調査情報を基に該当者へ交付していましたが、事務の見直しを行い、令和2年分からは、対象者に対して制度

の周知を図りながら、申請による送付に改めることとします。

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答:国保年金課】

一般会計、国保特会の相互の財政状況、また、国保特会における歳入と歳出のバランスと受益と負担の関係を踏まえて総合的に判断してまいります。

★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答:国保年金課】

仕事を辞めて収入が減少した、災害にあったなど減免制度があり、必要となる対象者の方には、十分な対応をしていると認識しております。今後においても、国や県等の動向を踏まえ、必要な減免制度を実施してまいります。

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答:国保年金課】

子どもに係る均等割を対象としないなどの子育て支援制度の創設と、必要な財源を確保することについては、国で積極的な措置を講じられたいと考えております。

★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

【回答:国保年金課】

負傷又は疾病により継続して6月以上療養している方の他、廃業、失業等により所得が減少した方を対象とした減免制度や、非自発的失業者に係る軽減制度があり、また、低所得者に対する被保険者均等割と世帯別平等割の軽減もあります。必要となる対象者の方には、今後においても十分な対応してまいります。

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

【回答:国保年金課】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少した事業主には保険料の減免制度や、事業者向け支援制度をご活用いただきたいと考えています。また、対象傷病については全額が保険者負担となることから現状を変更する予定はありません。

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

【回答:国保年金課】

資格証明書や短期被保険者証の交付は、滞納者と定期的に面談し生活状況を把

握するための有効な手段と考えております。また、医療を受ける権利を妨げるものではありませんので、医療を受ける必要が生じた場合、医師の診断書などの条件をつけることなく、本人の申し出により発行しております。

- ★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答:国保年金課】

短期保険証の交付は、滞納者と定期的に面談するなど生活実態を把握するために有効な手段と考えております。また、差押えは、財産調査等を行った上で、支払い能力があるにも拘わらず納付しない方に対して、分納約束をしても何度も不履行を繰り返す場合は、差押え予告を送付し、それでも納付に応じない場合にのみ、法令を遵守し、実施しており、差押え禁止額以上は差し押さえておりません。なお、生活再建の支援が必要な方については、仕事・生活自立相談窓口に繋げるなど、他の福祉部署と連携を図っております。

- ⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答:国保年金課】

基準については現状を変更する予定はありません。制度については、全戸配布を行う「瀬戸市国保の手引き(令和3年度版)」に掲載し、周知を図っております。

- ⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答:国保年金課】

70歳から74歳については、令和2年1月診療分より支給申請手続の簡素化を開始しています。70歳未満については、現時点で変更する予定はありません。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

【回答:税務課】

差押え等の滞納処分については、法令の規定に従い適切に執行しています。地方税法第15条による徴収猶予等については、適切に実施、運用しております。

### 4. 生活保護について

- ★①新型コロナ禍における生活保護受給手続について、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

【回答:社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

【回答:社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

【回答:社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答:社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答:社会福祉課】

研修会に参加しております。

★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

【回答:社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答:国保年金課】

誰もがいきいきと健康に暮らすことができるまちづくりは重要であり、その中で福祉医療制度が果たす役割は大きいと考えております。一方、現行の制度においては、医療費の増加が見込まれており、制度のあり方は、慎重に検討していく必要があると考えます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答:国保年金課】

子ども医療費助成制度は、中学生(15歳年度末まで)の入通院費全額助成に加え、令和3年4月1日から高校生世代(18歳年度末まで)の入院費についても全額助成へと拡大しました。現時点でさらなる変更をする予定はありません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答:国保年金課】

精神障害者医療費助成制度は、平成27年10月1日から、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、かつ、自立支援医療受給者証(精神通院)を所持されている方に対して、全疾病を対象とした助成へ拡充しており、現時点で現状を変更する予定はありません。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答:国保年金課】

後期高齢者がいきいきと健康に暮らすことができるまちづくりは重要であり、その中で福祉医療制度が果たす役割は大きいと考えております。一方、現行の制度においては、医療費の増加が見込まれており、現時点で現状を変更する予定はありません。

- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答:国保年金課】

妊産婦医療費助成制度を創設する予定はありません。

## 6. 子育て支援について

### (1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

【回答:こども未来課】

令和2年度から5年間を計画期間とする瀬戸市子ども総合計画で「子どもの貧困対策についての計画」を策定しています。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

【回答:こども未来課】

令和2年度から5年間を計画期間とする瀬戸市子ども総合計画で「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」を策定しており、自立支援給付金事業として、ひとり親世帯等に対する就業支援を既に行っています。

- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答:学校教育課】

学校教育課が管轄する学習支援は、コミュニティ・スクール事業の一環として「地域未来塾」を市内の小中学校(3中学校ブロック)で開催しています。大学生等の学生サポーターや地域のボランティアが地域学校協働活動推進員のコーディネートにより、支援を行います。

【回答:社会福祉課】

学習支援については、現在2カ所で行っています。

【回答:こども未来課】

NPOを含めた市民団体に対する取り組みについては、市民活動応援補助金

の制度があります。

また、今年度は「子ども食堂」等、子ども・若者とその家族を見守り・支援する活動を行う民間団体等に対し「子ども・若者支援活動応援金」を支給し、当該団体等の活動促進を図っています。

## (2) 就学援助制度の拡充

① 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答: 学校教育課】

本市では、就学援助の対象を生活保護基準額の1.25倍としており、変更する考えはありません。

② 年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答: 学校教育課】

制度の周知徹底は、教育委員会からの通知の中で就学援助制度の周知を学校経由で全児童へ配付、市広報やホームページ、子育て支援サイトへの掲載や各学校での情報提供を行っております。今後も市役所関連各課との連携等により行ってまいります。

## ★(3) 子どもの給食費の無償化

① 小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答: 学校教育課】

経済的理由により就学が困難な世帯に対しましては、生活保護制度や就学援助制度による支援を行っておりますので、給食費を無償にする考えはありません。

② 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

【回答: 保育課】

国による免除対象範囲を上回る減免等を行う予定はありません。

## (4) 保育施策の抜本的拡充

★① 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

【回答: 保育課】

現段階では、公立施設の統廃合及び民間移管の予定はありません。

★② 認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

【回答: 保育課】

令和3年4月より定員19名の小規模保育施設が、定員30名の保育所に移行しました。また、来年度、認可外保育施設1園の認可園への移行を予定しています。

③ 企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

【回答: 保育課】

県が行う実地調査に同行し、実態の把握に努めています。



- ④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

【回答:保育課】

配置基準については、1歳児5人に対して保育士1人配置としており、国基準以上の配置としています。引き続き、安全な保育の実施に努めてまいります。

- ⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

【回答:保育課】

公私間格差是正につきましては、保育士確保の観点からも、補助メニュー等を引き続き検討してまいります。

## 7. 障害者・児施策について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

【回答:社会福祉課】

すべての機能をもつ小規模多機能施設については、単独での設置は無理のため、多面的に支援ができるような「地域生活支援拠点」の整備が必要となるため、瀬戸市障害者地域自立支援協議会で現在、協議を継続しております。

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答:社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っています。

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答:社会福祉課】

利用者やその家族の状況を、個別に判断させていただいています。

- ④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

【回答:社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っています。

- ⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

【回答:社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っています。また、本市において補助等の予定はありません。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せ

ず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

【回答:社会福祉課】

福祉サービスは国の定める基準にて運用を行っているため、介護優先の原則にのっとり、介護手続き中については認定が下りる期間、支給を認めています。また、介護保険に移行する時は、時間をかけ、丁寧に説明を行っています。要介護認定非該当の場合も、福祉サービスは国の定める基準にて運用を行っています。

- ⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答:社会福祉課】

要望書を提出する予定はありません。また、本市においても補助等の予定はありません。

- ⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

【回答:社会福祉課】

要望書を提出する予定はありません。また、本市においても補助等の予定はありません。

- ⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

【回答:社会福祉課】

現在のところ訪問入浴サービス事業については、報酬単価改正の検討を行っております。他の地域生活支援事業については、今後、障害者の方が地域で生活するために必要な支援等を見極めたうえで、対応等を検討します。

## 8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【回答:健康課】

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)のワクチン接種については、厚生労働省が専門会議にて定期予防接種化を検討しているところであり、その動向を注視しているところです。

子どもや障害者におけるインフルエンザのワクチン接種については、生後6か月から中学3年生まで、高校1年生相当の年齢から60歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障害で障害者手帳1級をお持ちの方、又はヒト免疫不全ウイルスにより障害者手帳1級程度の免疫機能障害を有する方は、令和2年度に限り、予防接種費用の一部を助成しました。

帯状疱疹のワクチン接種については、予防接種法上、定期予防接種とされていないため、現在のところ助成は考えておりません。

麻しんの定期予防接種については、接種漏れのないよう1歳の誕生日の前日、年長になった年度の4月に全対象児に個人通知を実施し、そのうち未接種児には翌年1

月に改めて個人通知を実施しています。また、市内の幼稚園及び保育園に勧奨ポスターを掲示しています。このように周知及び勧奨を実施しており、定期予防接種から漏れた方に対する助成は、現在のところ考えておりません。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答:健康課】

高齢者の肺炎球菌のワクチン接種については、平成24年度から本市独自の事業として実施してきました(自己負担額:5,000円)が、予防接種法の一部改正により、平成26年10月から定期予防接種に位置付けられたため、一部負担を引き下げて実施(自己負担額:2,500円)実施しております。現在のところ、一部負担の更なる引下げは考えておりません。

なお、本市では、定期予防接種の対象となる方以外にも、70歳以上になる方、60歳から64歳まで、又は66歳から69歳までの方で、医師が予防接種を必要と判断した方についても広く任意予防接種として同額を助成しており、2回目の接種を任意予防接種として費用を助成することは、現在のところ考えておりません。

## 9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答:健康課】

産婦健診については、平成29年度から1回分の助成を実施しております。2回目の助成については、県内市町村の実施状況等を踏まえ検討して参ります。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答:健康課】

妊産婦歯科健診については、平成21年度から、母子健康手帳の交付時に無料受診票を発行しており、妊娠中又は出産後1年まで利用することができます。

また、妊産婦に限らず、30歳から70歳までの5歳刻みの節目の年には、歯科節目健診を受診していただくよう個人通知を実施しております。

- ③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答:健康課】

現在、歯科保健事業のため、5名の非常勤歯科衛生士を雇用しておりますが、常勤配置については、現在のところ考えておりません。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分

な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

【回答:高齢者福祉課】

国庫負担（財政調整交付金）の増額については、これまでも全国市長会を通じて要望しておりますが、今後も機会あるごとに要望してまいりたいと考えております。介護報酬につきましては、瀬戸市独自の処遇改善を行う予定はありません。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

【回答:社会福祉課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

【回答:国保年金課・高齢者福祉課・社会福祉課・保育課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

## 2. 愛知県に対する意見書

### (1)福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

【回答:健康課】

意見書を提出する考えはありません。

②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

【回答:高齢者福祉課】

市独自で介護事業所の事業継続及び雇用確保に係る減収分を補填することは考えておりません。また、感染予防等に係る費用の増大分を支援することも同様です。

【回答:社会福祉課】

市独自で社会福祉施設の事業継続及び雇用確保に係る減収分を補填することは考えておりません。また、感染予防等に係る費用の増大分を支援することも同様です。愛知県の支援策を事業所へ周知するとともに、今後も国や県の動向を注視してまいります。

③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

【回答:健康課】

意見書を提出する考えはありません。